

## 医療従事者の宿日直許可基準等について

大阪労働局労働基準部監督課

# 労働基準法における労働時間の定め

労働時間は労働基準法によって上限が定められており、労使の合意に基づく所定の手続きをとらなければ、これを延長することはできません。

## 労働時間・休日に関する原則

法律で定められた労働時間の限度

**1日8時間** 及び **1週40時間**

法律で定められた休日

**毎週少なくとも1回**

これを超えるには、

**36協定の締結・届出**が必要です。

・労働基準法では、労働時間は原則として、1日8時間・1週40時間以内とされています。これを「法定労働時間」といいます。また、休日は原則として、毎週少なくとも1回与えることとされています(ここでは、「法定休日」といいます。)

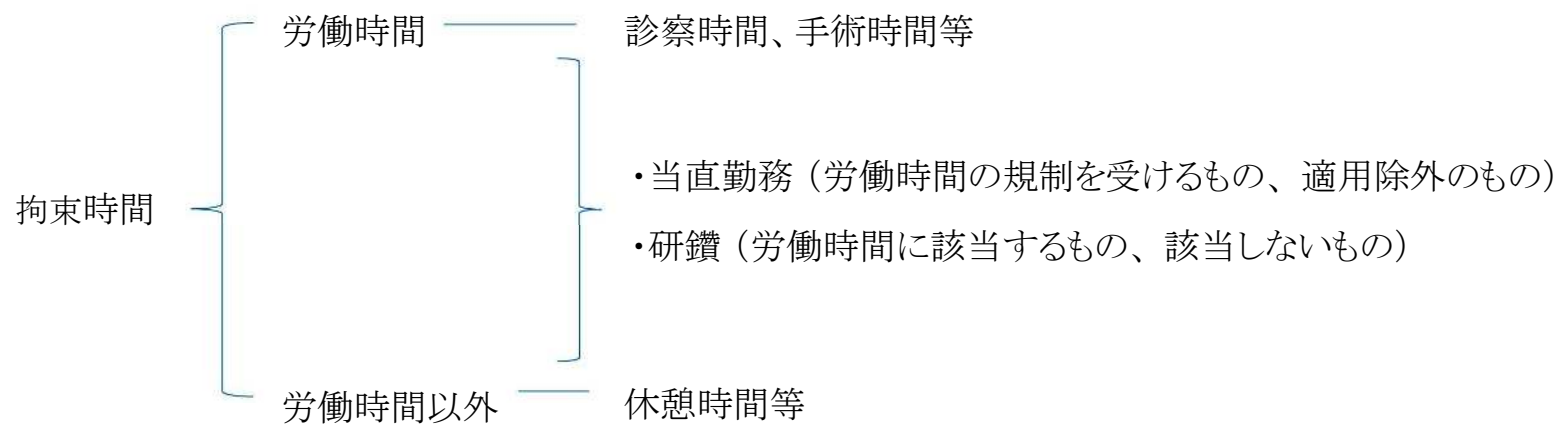
- ・法定労働時間を超えて労働者に時間外労働をさせる場合や法定休日 に労働させる場合には、
  - ▽ 労働基準法第36条に基づく労使協定(36(サブロク)協定)の締結
  - ▽ 所轄労働基準監督署長への届出  
が必要です。

36協定では、「時間外労働を行う業務の種類」や「時間外労働の上限」などを決めなければなりません。

大企業の上限規制は2019年4月から、中小企業の上限規制は2020年4月から既に導入されています。医師については、2024年4月1日から上限規制が適用されます。

## 労働時間とは

労働時間とは、使用者の指揮命令下に置かれている時間のことをいい、使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たる。



# 労働時間の判断基準について

## 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン (平成29年1月20日策定)

○ 労働時間とは、使用者の指揮命令下に置かれている時間のことをいい、使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たる。そのため、次のアからウのような時間は、労働時間として扱わなければならない。

ア 使用者の指示により、就業を命じられた業務に必要な準備行為(着用を義務付けられた所定の服装への着替え等)や業務終了後の業務に関連した後始末(清掃等)を事業場内において行った時間

イ 使用者の指示があった場合には即時に業務に従事することを求められており、労働から離れることが保障されていない状態で待機等している時間 (いわゆる「手待時間」)

ウ 参加することが業務上義務づけられている研修・教育訓練の受講や、使用者の指示により業務に必要な学習等を行っていた時間

○ ただし、これら以外の時間についても、使用者の指揮命令下に置かれていると評価される時間については労働時間として扱うこと。

○ なお、労働時間に該当するか否かは、労働契約、就業規則、労働協約等の定め*のいかんによらず*、労働者の行為が使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することができるか否かにより客観的に定まるものである。また、客観的に見て使用者の指揮命令下に置かれていると評価されるかどうかは、労働者の行為が使用者から義務づけられ、又はこれを余儀なくされていた等の状況の有無等から、個別具体的に判断されるものである。

# 医師等の宿日直許可基準

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare



# 断続的な宿日直の許可基準について

## ○断続的な宿日直とは

・本来業務の終了後などに宿直や日直の勤務を行う場合、当該宿日直勤務が断続的な労働と認められる場合には、行政官庁の許可を受けることにより、労働時間や休憩に関する規定は適用されないこととなる。

## ○断続的な宿日直の許可基準（一般的許可基準） ※S22発基17号

・断続的な宿日直の許可基準は以下のとおり。

### 1. 勤務の態様

- ① 常態として、ほとんど労働をする必要のない勤務のみを認めるものであり、定時的巡視、緊急の文書又は電話の收受、非常事態に備えての待機等を目的とするものに限って許可するものであること。
- ② 原則として、通常の労働の継続は許可しないこと。したがって始業又は終業時刻に密着した時間帯に、顧客からの電話の收受又は盗難・火災防止を行うものについては、許可しないものであること。

### 2. 宿日直手当

宿直勤務 1 回についての宿直手当又は日直勤務 1 回についての日直手当の最低額は、当該事業場において宿直又は日直の勤務に就くことの予定されている同種の労働者に対して支払われている賃金の一人 1 日平均額の  $1 / 3$  以上であること。

### 3. 宿日直の回数

許可の対象となる宿直又は日直の勤務回数については、宿直勤務については週 1 回、日直勤務については月 1 回を限度とすること。ただし、当該事業場に勤務する 18 歳以上の者で法律上宿直又は日直を行いうるすべてのものに宿直又は日直をさせてもなお不足であり、かつ勤務の労働密度が薄い場合には、宿直又は日直業務の実態に応じて週 1 回を超える宿直、月 1 回を超える日直についても許可して差し支えないこと。

### 4. その他

宿直勤務については、相当の睡眠設備の設置を条件とするものであること。

# 断続的な宿日直の許可基準について

## ○断続的な宿日直の許可基準（医師、看護師等の場合） ※R1基発0701第8号

・医師等の宿日直勤務については、前記の一般的な許可基準に関して、より具体的な判断基準が示されており、以下の全てを満たす場合には、許可を与えるよう取り扱うこととされている。

① 通常の勤務時間の拘束から完全に解放された後のものであること。  
(通常の勤務時間が終了していたとしても、通常の勤務態様が継続している間は宿日直の許可の対象にならない。)

② 宿日直中に従事する業務は、前述の一般の宿直業務以外には、特殊の措置を必要としない軽度の又は短時間の業務に限ること。

例えば以下の業務等をいう。

- ・ 医師が、少数の要注意患者の状態の変動に対応するため、問診等による診察等（軽度の処置を含む。以下同じ。）や、看護師等に対する指示、確認を行うこと
- ・ 医師が、外来患者の来院が通常予定されない休日・夜間（例えば非輪番日など）において、少数の軽症の外来患者や、かかりつけ患者の状態の変動に対応するため、問診等による診察等や、看護師等に対する指示、確認を行うこと
- ・ 看護職員が、外来患者の来院が通常予定されない休日・夜間（例えば非輪番日など）において、少数の軽症の外来患者や、かかりつけ患者の状態の変動に対応するため、問診等を行うことや、医師に対する報告を行うこと
- ・ 看護職員が、病室の定時巡回、患者の状態の変動の医師への報告、少数の要注意患者の定時検脈、検温を行うこと

③ 宿直の場合は、夜間に十分睡眠がとり得ること。

※R1基発0701第8号で業務の例示を現代化

④ 上記以外に、一般の宿日直許可の際の条件を満たしていること。

※宿日直の許可は、所属診療科、職種、時間帯、業務の種類等を限って得ることも可能（深夜の時間帯のみ、病棟宿日直業務のみも可能）

※R1基発0701第8号で取扱いを明記

## ○ 宿日直中に通常勤務と同態様の業務が生じてしまう場合

輪番日以外の日なども可能です

・宿日直中に、通常と同態様の業務（例えば突発的な事故による応急患者の診療又は入院、患者の死亡、出産等への対応など）がまれにあり得るとしても、一般的には、常態としてほとんど労働することがない勤務と認められれば、宿日直の許可は可能である（宿直の場合には、夜間に十分な睡眠が取り得るものであることも必要。）。

・なお、許可を受けた宿日直中に、「通常と同態様の業務」をまれに行った場合、その時間については、本来の賃金（割増賃金が必要な場合は割増賃金も）を支払う必要がある。

# 医療機関における宿日直許可について（申請の前に）

## 申請前にご確認いただきたい事項

### 申請前チェックリスト

- 申請を考えている宿日直中に従事する業務は、通常業務とは異なる、軽度又は短時間の業務である
- 申請を考えている宿直業務は、夜間に十分な睡眠がとり得るものである
  - ベッド・寝具など睡眠が可能な設備がある
- 申請を考えている宿日直業務は、通常業務の延長ではなく、通常の勤務時間の拘束から完全に開放された後のものである
  - 始業・終業時刻に密着して行う短時間の業務態様ではない（4時間未満ではない）
- 救急患者の診療等通常勤務と同態様の業務が発生することはあっても、稀である
- 実際の宿日直勤務の状況が上記の通りであると医療機関内で認識が共有され、そのように運用されている（宿日直の従事者の認識も同様である）

### 併せてこちらも、確認下さい

- 一部の診療科のみ、一部の職種のみ、一部の時間帯のみの許可を申請することもできます。
- 申請をするかどうか迷った場合など、都道府県の医療勤務環境改善支援センターに相談することができます。  
なお、相談時に得た情報は支援のために使用するものであり、取締り目的で使用されません。
- 宿日直許可を得ずに行う宿日直は通常の労働時間として取扱う必要があります。
- 許可を得た宿日直業務中に通常の労働が発生した場合には、労働時間として取扱うことが必要です。



# 医療機関における宿日直許可について（制度概要・申請後の流れ）

労働基準法では、常態としてほとんど労働することがなく、労働時間規制を適用しなくとも必ずしも労働者保護に欠けることのない宿直又は日直の勤務で断続的な業務（例えば、いわゆる「寝当直」に当たるような業務）については、労働基準監督署長の許可を受けた場合に労働時間規制を適用除外とすることを定めています（宿日直許可）。

※ 1 対象業務は、①通常の勤務時間から完全に解放された後のものであり、②宿日直中に従事する業務は、一般の宿日直業務以外には、特殊な措置を必要としない軽度または短時間の業務に限ること、③一般の宿日直の許可の条件を満たしていること、④宿直の場合は十分な睡眠がとりうること等の条件を満たしていることが必要です。

※ 2 許可が与えられた場合でも、宿日直中に通常の勤務時間と同態様の業務に従事したときは、その時間について割増賃金を支払う必要があります。

## 申請から宿日直許可までの流れ

労働基準監督署に宿日直許可の申請を行ってから許可を受けるまでの流れは、おおむね以下のとおりです。

① 労働基準監督署に、申請書（様式第10号）（原本2部）及び添付書類を提出

→申請対象である宿日直の勤務実態が、上記※1の条件を満たしていることを書面上で確認します。

上記※1③の一般的な宿日直の許可の条件とは、「1.常態としてほとんど労働することがないこと、2.通常の労働の継続ではないこと、3.宿日直手当額が同種の業務に従事する労働者の1人1日平均額の3分の1以上であること、4.宿日直の回数が、原則として宿直は週1回、日直は月1回以内であること、5.宿直について相当の睡眠設備を設置していること」を意味します。

② 労働基準監督官による実地調査

→宿日直業務に実際に従事する医師等へのヒアリングや、仮眠スペースの確認等を、原則として実地で行い、申請時に提出された書類の内容が事実に即したもののかの確認を行います。また、勤務実態の確認に必要な期間（個別の申請ごとに異なりますが、おおよそ直近数ヶ月間）の勤務記録の提出を求められます。

③ ①②の結果、許可相当と認められた場合に宿日直許可がなされ、許可書が交付されます。

## 申請時に提出が必要な書類の例

- 対象労働者の労働条件通知書、雇用契約書の写し
- 宿日直勤務に従事する労働者ごとの、一定期間（例えば1か月）の宿直または日直勤務の従事回数がわかるもの（宿日直の当番表、シフト表など）
- 宿日直勤務中に行われる業務が発生する頻度、当該業務の内容及び当該業務に従事した時間について、一定期間の実績（または見込み）が分かる資料等（業務日誌等）
- 対象労働者全員の給与一覧表（法37条の割増賃金計算の基礎となる賃金）及び宿日直手当額計算書
- 対象労働者の給与一覧表の金額の疎明資料（賃金台帳（写）など）
- 事業場等を巡回する業務がある場合は、巡回場所全体とその順路を示す図面等
- 宿直の場合は宿泊設備の概要がわかるもの

（※これらは標準的な例であり、実務上は監督官が調査に必要な範囲で提出を依頼）

## 医療機関における宿日直 許可事例

(注) 以下の事例は、あくまでも個別の具体的な事例であることから、事例中の態様や数値等との異同のみで他の事例の許可・不許可が判断されるものではありません。

### 救急指定なし

救急指定の別	指定なし		
診療科・部門	内科(呼吸器、消化器、循環器)		
病床数	40床	労働者数	100人
対象者数等	勤務医14人(うち非常勤医師14人)		
宿日直勤務時間	宿直(1人当たり週1回) : 20時～翌9時(日・月・水・金・土) 17時～翌9時(火・木)		
対象業務	非常事態に備えての待機		
労基署の調査概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 過去1か月の実績について調査。</li> <li>○ 宿直勤務中の業務としては、少数の軽傷の外来患者の問診実施。 :発生件数は、月0～3件。 対応時間は、1件当たり5分程度(最大で20分)。</li> <li>○ 宿直勤務中に発生する通常の勤務時間と同態様の業務は、入院患者の死亡確認、搬送される救急患者(診察のみ。手続等は看護師対応)の対応があるが、数か月に1回発生する程度。</li> </ul>		

救急指定の別	指定なし		
診療科・部門	内科、アレルギー科、リウマチ科、外科、呼吸器科、胃腸科		
病床数	140床	労働者数	190人
対象者数等	勤務医30人(うち非常勤医師29人)		
宿日直勤務時間	宿直(1人当たり週1回) : 21時～翌8時(平日) 18時～翌8時(土日祝) 日直(1人当たり月1回) : 8時～18時(日祝のみ)		
対象業務	非常事態に備えての待機		
労基署の調査概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 過去1か月間の実績を調査。</li> <li>○ 宿日直勤務中に発生する通常の勤務時間と同態様の業務の状況は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・入院患者の容体急変時の薬の投与(必要性及び投与薬を判断し、看護師に指示) :発生件数は、1日0～1件 対応時間は、1件当たり5分程度。</li> <li>・高度な措置が必要な場合の大規模病院への移送指示 :発生件数は、1日0～1件。 対応時間は、1件当たり5～10分程度。</li> <li>・死亡確認 :発生件数は、1日0～1件。 対応時間は、1件当たり20分程度。</li> </ul> </li> </ul>		

## 医療機関における宿日直 許可事例

(注) 以下の事例は、あくまでも個別の具体的な事例であることから、事例中の態様や数値等との異同のみで他の事例の許可・不許可が判断されるものではありません。

### 救急病院

<b>救急指定の別</b>	三次救急病院		
<b>診療科・部門</b>	内科、外科、眼科、産婦人科、耳鼻咽喉科、皮膚科、 泌尿器科等31科目		
<b>病床数</b>	300床	<b>労働者数</b>	600人
<b>対象者数等</b>	勤務医47人		
<b>宿日直勤務時間</b>	宿直(1人当たり週1回) : 23時～翌8時30分(毎日)		
<b>対象業務</b>	非常事態に備えての待機		
<b>労基署の調査概要</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 宿直勤務は17時から開始。17時以降は通常業務には従事せず、             <ul style="list-style-type: none"> <li>①救急外来患者のうち軽症者に対する診察等 ②入院患者の容体の変動への対応を行う。</li> </ul>             本申請は救急外来患者への対応件数が減少する23時以降の時間帯に限定して許可申請の対象とするもの(17時から23時まででは時間外労働として扱う。)。           </li> <li>○ 直近3か月の実績を調査。</li> <li>○ 宿日直勤務中に発生する通常の勤務時間と同態様の業務の状況は次のとおり。             <ul style="list-style-type: none"> <li>①救急外来患者への対応 対応時間は、1件当たり25～40分。 重症患者の場合は、オンコール医師へ連絡。</li> <li>②入院患者への対応 対応時間は、1件当たり20～30分。 原則、主治医が対応。主治医から指示があった場合は看護師等に指示。</li> </ul> </li> <li>○ ただし、23時以降の対応患者数は年間平均2人程度。</li> <li>○ 十分な睡眠時間が確保されている。</li> </ul>		

<b>救急指定の別</b>	二次救急病院		
<b>診療科・部門</b>	一般内科、循環器内科、消化器内科、呼吸器内科、脳神経内科、糖尿病内科、外科肛門科、整形外科、脳神経外科、乳腺外科、泌尿器科、耳鼻咽喉科、心臓血管外科、皮膚科、眼科、歯科、リウマチ科、リハビリテーション科、麻薬科		
<b>病床数</b>	200床	<b>労働者数</b>	390人
<b>対象者数等</b>	勤務医8人、他病院からの受入医8人		
<b>宿日直勤務時間</b>	宿直(1人当たり週1回) : 17時～翌8時30分(月～土) 日直(1人当たり月1回) : 9時～17時(日のみ)		
<b>対象業務</b>	非常事態に備えての待機		
<b>労基署の調査概要</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 過去3か月間の実績を調査。</li> <li>○ 救急搬送又は外来患者が来院しても、宿日直勤務に従事する医師の専門外である場合には対応可能な病院を案内する。</li> <li>○ 入院患者の急変時に宿日直勤務医が処置の判断を行えない場合は担当医師に連絡する。</li> <li>○ 宿日直中に発生する通常の勤務時間と同態様の業務の状況は次のとおり。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・入院患者の容体急変時の診察 :発生頻度は、3か月(92日)間のうち宿直勤務で71件(1勤務平均0.9件)、日直勤務で19件(1勤務平均1.5件)、1件当たり、30分未満。</li> <li>・救急患者の診察 :発生頻度は、3か月(92日間)のうち、宿直勤務で47件(1勤務平均0.6件)、日直勤務で17件(1勤務平均1.3件)1件当たり、30分未満。</li> </ul> </li> </ul>		

## 医療機関における宿日直 許可事例

(注) 以下の事例は、あくまでも個別の具体的な事例であることから、事例中の態様や数値等との異同のみで他の事例の許可・不許可が判断されるものではありません。

### 救急病院

<b>救急指定の別</b>	二次救急病院		
<b>診療科・部門</b>	内科、外科、眼科、皮膚科、放射線科、麻酔科		
<b>病床数</b>	200床	<b>労働者数</b>	360人
<b>対象者数等</b>	勤務医4人、他病院からの受入医15人		
<b>宿日直勤務時間</b>	宿直(1人当たり週1回) : 17時～翌8時30分(月～金) 13時～翌8時30分(土のみ) 日直(1人当たり月1回) : 8時30分～17時(日のみ)		
<b>対象業務</b>	非常事態に備えての待機		
<b>労基署の調査概要</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 過去3か月間の実績を調査。</li> <li>○ 当該病院を含めた地域の医療機関が交代で救急患者を受入れ(救急輪番制)。 当該病院の救急患者の受入れは月1～2日であるが、手術等を要する重症患者は受け入れない。</li> <li>○ 輪番日以外では軽症者のみの受入れ。</li> <li>○ 宿日直中に発生する通常の勤務時間と同態様の業務の状況は次のとおり。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・入院患者の急変時の対応として、次の業務がある。                 <ul style="list-style-type: none"> <li>・主治医の指示に基づく処方箋の発行</li> <li>・緊急手術が必要な場合は他病院へ搬送 : これらの各業務1件当たり、5～10分程度。</li> </ul> </li> <li>・救急患者の対応として、次の業務がある。                 <ul style="list-style-type: none"> <li>・診察・症状説明 : 1件当たり、10～20分程度。</li> <li>・検査指示、処方箋発行、ホッチキス縫合 : これらの各業務1件当たり、5～10分程度。</li> <li>・ガーゼ交換、傷の洗浄 : これらの各業務1件当たり、5分程度。</li> <li>・気管挿管、死亡確認・死亡診断書作成 : これらの各業務1件当たり、10～15分程度。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・入院患者の急変時の対応及び救急患者の対応に係る業務の発生頻度は、宿日勤務では合計89日間のうち56日(のべ100人)、日直勤務では合計12日間のうち10日(のべ25人)。</li> </ul>		

## 医療機関における宿日直 許可事例

(注) 以下の事例は、あくまでも個別の具体的な事例であることから、事例中の態様や数値等との異同のみで他の事例の許可・不許可が判断されるものではありません。

### 精神科

<b>救急指定の別</b>	二次救急病院		
<b>診療科・部門</b>	精神科		
<b>病床数</b>	390床	<b>労働者数</b>	290人
<b>対象者数等</b>	勤務医14人		
<b>宿日直勤務時間</b>	宿直(1人当たり週1回) : 17時～翌8時30分(毎日) 日直(1人当たり月1回) : 8時30分～17時(日のみ)		
<b>対象業務</b>	非常事態に備えての待機		
<b>労基署の調査概要</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 過去1か月間の実績を調査。</li> <li>○ 当該病院を含めた地域の精神科の3病院が1か月交代で救急患者を受入れ(救急輪番制)。輪番月は外来患者が増加するが、宿日直医師の他にオンコール医師(精神保健指定医)を配置。</li> <li>○ 宿日直中の業務としては、病棟の定時的巡視がある。 :発生件数は、1日1件。 対応時間は、35分程度。</li> <li>○ 宿日直中に発生する通常の勤務時間と同態様の業務の状況は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・入院患者の転倒時の処置 :年2～3回。1件当たり1時間程度。</li> <li>・外来患者に対する薬の処方 :輪番月で月20回。1件当たり10分程度。</li> <li>・患者死亡時対応(看取り、死亡診断書作成) :年1回以下。1件当たり30分程度。</li> </ul> </li> </ul>		

<b>救急指定の別</b>	指定なし		
<b>診療科・部門</b>	精神科		
<b>病床数</b>	210床	<b>労働者数</b>	160人
<b>対象者数等</b>	勤務医5人、他病院からの受入医2人		
<b>宿日直勤務時間</b>	宿直(1人当たり週1回) : 18時15分～翌8時45分(毎日) 日直(1人当たり月1回) : 8時45分～17時(土日のみ)		
<b>対象業務</b>	非常事態に備えての待機、休日急病当番時の外来・電話対応		
<b>労基署の調査概要</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 過去3か月間の実績を調査。</li> <li>○ 救急指定は受けていないが、月1回程度当番病院として対応。</li> <li>○ 宿日直中に発生する通常の勤務時間と同態様の業務の状況は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・入院患者の容体急変への対応 :発生頻度は92日中45日。 対応時間は1件当たり20分程度。</li> <li>・当番病院の日には新規外来患者に対する電話対応、診察等が発生するが、1日平均30分程度。</li> </ul> </li> </ul>		



## 医療機関における宿日直 許可事例

(注) 以下の事例は、あくまでも個別の具体的な事例であることから、事例中の態様や数値等との異同のみで他の事例の許可・不許可が判断されるものではありません。

### 精神科

<b>救急指定の別等</b>	精神科救急医療の当番病院		
<b>診療科・部門</b>	精神科、心療内科、内科、歯科		
<b>病床数</b>	330床	<b>労働者数</b>	310人
<b>対象者数等</b>	勤務医9人		
<b>宿日直勤務時間</b>	宿直(1人当たり週1回) : 17時15分～翌8時45分(月～土) 日直(1人当たり月1回) : 8時45分～17時15分(日のみ)		
<b>対象業務</b>	非常事態に備えての待機		
<b>労基署の調査概要</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 過去1か月間の実績を調査。</li> <li>○ 当該1か月間における宿直のうち8回、日直のうち1回が救急指定当番日。</li> <li>○ 宿日直勤務では、患者の問診、電話の收受を実施。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・問診 : 発生件数は、宿直中月32回、日直中月6回。対応時間は、1件当たり10分程度。</li> <li>・電話の收受 : 発生件数は、宿直中月67回。日直中月21回。対応時間は、1件当たり2～10分程度。</li> </ul> </li> <li>○ 宿日直勤務中に発生する通常の勤務時間と同態様の業務の状況は次のとおり。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・入院受入れ : 発生件数は、宿直中月3回、日直中月1回。対応時間は、1件当たり15分程度。</li> <li>・死亡確認を行うことがある。 : 対応時間は、1件当たり15分程度。</li> </ul> </li> </ul>		

<b>救急指定の別等</b>	精神科救急医療の当番病院		
<b>診療科・部門</b>	精神科、心療内科、内科、消化器科		
<b>病床数</b>	170床	<b>労働者数</b>	120人
<b>対象者数等</b>	勤務医2人		
<b>宿日直勤務時間</b>	宿直(1人当たり週1回) : 17時～翌9時(月～金) 日直(1人当たり月1回) : 9時～17時(土日のみ) ※本事例は、このうち、救急指定当番日(年50日程度)に係るもの。		
<b>対象業務</b>	非常事態に備えての待機		
<b>労基署の調査概要</b>	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・救急指定当番日以外の日の宿日直は許可済み。</li> <li>・救急指定当番日については、22時以降の宿直のみ許可を得ていたが、その後の業務実績から、日直及び17時から22時までの宿直も許可対象となり得る勤務実態であることを確認した上で、改めて救急指定当番日の宿日直全体について許可申請に至ったもの。</li> </ul> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 過去1年間の実績を調査。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去1年間における救急指定当番日は43日。</li> <li>・うち宿直は36日(回)、日直は7日(回)。</li> </ul> </li> <li>○ 宿日直勤務中に発生する通常の勤務時間と同態様の業務の状況は次のとおり。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・救急外来患者等の対応 : 発生件数は、宿直中年4回、日直中年1回 対応時間は、1件当たり30分程度。</li> </ul> </li> <li>○ 宿日直時間帯には、看護師のほか、外部からの電話連絡等に対応するための事務員を配置し、一次対応を行うなどタスクシェアを図っている。</li> </ul>		

## 医療機関における宿日直 許可事例

(注) 以下の事例は、あくまでも個別の具体的な事例であることから、事例中の態様や数値等との異同のみで他の事例の許可・不許可が判断されるものではありません。

### 精神科

<b>救急指定の別</b>	一次救急病院		
<b>診療科・部門</b>	内科、脳神経内科、精神科、整形外科、放射線科、リハビリテーション科、歯科		
<b>病床数</b>	680床	<b>労働者数</b>	540人
<b>対象者数等</b>	他病院からの受入医8人		
<b>宿日直勤務時間</b>	日直(1人当たり月1回) : 9時～18時(日のみ)		
<b>対象業務</b>	非常事態に備えての待機		
<b>労基署の調査概要</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 過去5か月間の実績を調査。</li> <li>○ 精神科病棟について医師1名、内科病棟について医師1名が、それぞれ日直勤務を担当。</li> <li>○ 宿日直勤務では、病棟内定期巡回(1勤務当たり 1回・10分程度)のほか、患者の問診、看護師等に対し、次の指示を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神科病棟 <ul style="list-style-type: none"> <li>: 服薬・身体拘束等の指示。</li> <li>発生件数は、3か月間で16回</li> <li>対応時間は、1件当たり5分程度。</li> </ul> </li> <li>・内科病棟 <ul style="list-style-type: none"> <li>: 服薬・点滴等の処置を指示。</li> <li>発生件数は、3か月間で17回</li> <li>対応時間は、1件当たり5分程度。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○ 宿日直勤務中に発生する通常業務の状況は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡確認 <ul style="list-style-type: none"> <li>: 発生件数は、3か月間で5回、</li> <li>対応時間は、1件当たり30分程度。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>		

## 医療機関における宿日直 許可事例

(注) 以下の事例は、あくまでも個別の具体的な事例であることから、事例中の態様や数値等との異同のみで他の事例の許可・不許可が判断されるものではありません。

### 産科

救急指定の別	指定なし		
診療科・部門	産科		
病床数	15床	労働者数	25人
対象者数等	勤務医5人		
宿日直勤務時間	宿直(1人当たり週1回) : 18時～翌9時(火・水・木・日)		
対象業務	非常事態に備えての待機		
労基署の調査概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 過去1か月間の実績を調査。</li> <li>○ 宿直中に発生する通常の勤務時間と同態様の業務の状況は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・入院患者の急変対応(予定より早い分娩対応) <ul style="list-style-type: none"> <li>: 発生件数は、月3件。</li> <li>対応時間は、1件当たり20分程度。</li> </ul> </li> <li>・外来患者の診察 <ul style="list-style-type: none"> <li>: 発生件数は、月6件。</li> <li>対応時間は、1件当たり10分程度。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>		

救急指定の別	指定なし		
診療科・部門	産科		
病床数	12床	労働者数	25人
対象者数等	勤務医5人		
宿日直勤務時間	宿直(1人当たり週1回) : 19時～翌9時(月のみ) 17時～翌9時(土のみ) 日直(1人当たり月1回) : 9時～17時(日のみ)		
対象業務	非常事態に備えての待機		
労基署の調査概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 過去5か月間の実績を調査。</li> <li>○ 宿直中に発生する通常の勤務時間と同態様の業務の状況は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・入院・外来患者の分娩対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>: 対応件数は、宿直で月平均1.4件(最大3件)、日直で月最大1件。</li> <li>対応時間は、1件当たり平均54分。</li> </ul> </li> <li>・宿日直中に帝王切開を行うことは、年に最大1件。宿日直医師の対応時間は約1時間。</li> </ul> </li> <li>○ 宿日直中の体制では対処できないような緊急の処置が求められる場合は他病院へ搬送。</li> </ul>		

## 医療機関における宿日直 許可事例

(注) 以下の事例は、あくまでも個別の具体的な事例であることから、事例中の態様や数値等との異同のみで他の事例の許可・不許可が判断されるものではありません。

### 産科

<b>救急指定の別</b>	指定なし		
<b>診療科・部門</b>	産婦人科		
<b>病床数</b>	19床	<b>労働者数</b>	30人
<b>対象者数等</b>	勤務医2人		
<b>宿日直勤務時間</b>	宿直(1人当たり週1回) : 17時～翌9時(毎日) 日直(1人当たり月1回) : 9時～17時(日・祝のみ)		
<b>対象業務</b>	非常事態に備えての待機		
<b>労基署の調査概要</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 過去2か月間の実績を調査。</li> <li>○ 宿日直中に発生する通常の勤務時間と同態様の業務の状況は次のとおり。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・入院患者の急変対応(予定より早い分娩対応)</li> <li>：発生件数は、月1件。</li> <li>対応時間は、1件当たり30分程度。</li> <li>分娩対応は助産師が行い、産科医は立ち会うのみ。</li> <li>・帝王切開等の手術は、院長が行い、宿日直勤務を行う医師は行わない。</li> </ul> </li> <li>○ 宿日直に対応できる労働者がいない場合は院長が対応。</li> </ul>		

## 医療機関における宿日直 許可事例

(注) 以下の事例は、あくまでも個別の具体的な事例であることから、事例中の態様や数値等との異同のみで他の事例の許可・不許可が判断されるものではありません。

### 許可回数特例

<b>救急指定の別</b>	指定なし		
<b>診療科・部門</b>	内科、外科、消化器内科、循環器内科、形成外科		
<b>病床数</b>	170床	<b>労働者数</b>	190人
<b>対象者数等</b>	勤務医1人、他病院からの受入医10人		
<b>宿日直勤務時間</b>	宿直(1人当たり週2回)：17時30分～翌8時30分(毎日)		
<b>対象業務</b>	非常事態に備えての待機、問診等		
<b>労基署の調査概要</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 過去0.5か月間の実績を調査。</li> <li>○ 宿直勤務中の業務としては、入院患者の簡易な診察、看護師への処置・投薬指示を行うのみ。 ：発生件数は、1日0～1件。 対応時間は、1件当たりの所要時間は5～10分程度。</li> <li>○ 勤務医が1名しかおらず、また、僻地に所在し移動手段がない等の事情から、医師確保のための取組を尽くしているものの、受入医の確保が極めて難しいこと。また、宿直勤務は軽度又は短時間の業務であることから、週2回許可。</li> </ul>		